

甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託

(西・南ブロック)

仕様書

甲府市環境部

目 次

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 業務目的 | 1 |
| 2 | 業務内容 | 1 |
| | (1) 市長が指定するごみ袋及びごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という）の作製 | 1 |
| | ①指定ごみ袋の規格 | 1 |
| | ②ごみ処理券の規格 | 3 |
| | ③外装袋 | 3 |
| | ④梱包 | 5 |
| | ⑤納入期限及び数量 | 5 |
| | ⑥その他の注意事項 | 6 |
| | (2) 指定ごみ袋等の保管業務 | 6 |
| | (3) 指定ごみ袋等の受注、配送業務 | 6 |
| | ①受注業務 | 6 |
| | ②配送業務 | 6 |
| | ③受注・配送業務範囲 | 7 |
| | ④報告業務 | 7 |
| 3 | 契約 | 7 |
| | (1) 契約方法 | 7 |
| | (2) 委託料の算定方法 | 7 |
| | (3) 委託期間 | 7 |
| | (4) その他 | 7 |
| 4 | その他 | 8 |

甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託（西・南ブロック）仕様書

1 業務目的

本委託業務は、甲府市指定の規格に基づいた甲府市指定ごみ袋を作製、保管し、適正な管理のもと甲府市指定ごみ袋登録販売店へ配送することを目的とする。

2 業務内容

(1) 市長が指定するごみ袋及びごみ処理券（以下「指定ごみ袋等」という。）の作製

①指定ごみ袋の規格

- ア 品名 甲府市指定ごみ袋
 イ 材質 燃えるごみ用 高密度ポリエチレン
 燃えないごみ用 低密度ポリエチレン

(注) 添加剤を混入させる場合は、事前に承認を得ることとし、焼却時に灰が残らない等、環境に配慮した添加剤にすること。

ウ 形状 U型袋（ガセット・ベロ付）

エ 品質

(ア) 袋の外観は均質でむらがなく、異物の混入やピンホールなどの使用上有害な欠点がないこと。また、形状は均等で、切断部など仕上げが良好なこと。

(イ) ごみ袋として十分な強度を保持し、ごみ収集作業等に支障のない強度を有すること。また、袋の品質及び性能は J I S 規格（Z1702-1994 及び Z1711-1994）の基準を準用すること。

なお、フィルムの種類は下表のとおりとする。

| 種 類 | フィルムの種類 |
|----------------|---------|
| 燃えるごみ用（大・中・小） | 2種B |
| 燃えないごみ用（大・中・小） | 1種A |

オ 寸法

| 種 別 | 種 類 | 寸 法 | 厚 さ |
|---------|----------|---------------|---------|
| 燃えるごみ用 | 1 0 ℓ（小） | 横400mm×縦500mm | 0.03mm |
| | 2 0 ℓ（中） | 横520mm×縦600mm | 0.03mm |
| | 4 5 ℓ（大） | 横650mm×縦800mm | 0.03mm |
| 燃えないごみ用 | 1 0 ℓ（小） | 横400mm×縦500mm | 0.035mm |
| | 2 0 ℓ（中） | 横520mm×縦600mm | 0.035mm |
| | 4 5 ℓ（大） | 横650mm×縦800mm | 0.035mm |

なお、大きさ、形状については別紙1の寸法を基準とする。

カ 袋の色

(ア) 燃えるごみ用 黄色半透明（袋の収納物が識別できる程度）

(イ) 燃えないごみ用 水色半透明（袋の収納物が識別できる程度）

キ 文字等の印刷色

(ア) 燃えるごみ用 緑

(イ) 燃えないごみ用 青

(注) 袋の色、文字等の印刷色については、市内統一を図るため本市が色見本により指定する

色とし、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性などの堅牢性に優れているものを使用すること。顔料その他に銅や鉛等の有害重金属を使用しないこと。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制（NL規制）に準拠したインキを使用すること。

ク 図案及び表示 本市の指定項目を印刷すること。（別紙2参照）

燃えるごみ用450（大）には、契約後に本市が指示する広告（縦13cm×横27.5cm）を印刷すること。（作製数量は、本市が指示する。）

ケ 視覚障害者対応 燃えないごみ用のベロの部分に穴をあけること。

コ 袋の品質管理・偽造防止 不良品あるいは偽造等が発生した場合に一定の照合ができるよう、指定ごみ袋1袋ずつ、又は、外装袋1枚ずつに製造日単位の番号（ロット番号）の表示を行い、納品後に発生した袋の不備等に起因する事故に対応するとともに、品質管理の徹底を図ること。

サ 検査

(ア) 納品検査 各種類のサンプル品を本市に提出するとともに、本仕様及び本市の指示した事項並びに本市と協議のうえ決定した事項について日本国内の第三者機関の検査を受け、検査の報告書を提出すること。検査結果において不適合と判断された場合は、速やかに不適合の指定ごみ袋等を回収し、問題点を改善した上で再検査を受けること。なお、不適合指定ごみ袋の作製費・回収費用及び検査費用は受託者の負担とし、サンプル品については納品数に含まないものとする。

納品検査の検査項目は次のとおりとする。

A 寸法 b 厚み c 引張強度 d ヒートシールの強度 e ガゼットシール強度 f カルシウム定量 g 重金属の溶出

(注) c 引張強度、d ヒートシールの強度、e ガゼットシール強度においては、JIS規格（Z1702-1994及びZ1711-1994）の基準を準用すること。f カルシウム定量検査においては、カルシウム1%以下（wt%）とする。g 重金属の溶出においては、鉛、カドミウム等の有害重金属が検出されないこと。

(イ) 成分確認書 成分確認書は日本語表記とし、顔料、インキ、添加物の製造元を記載し、基準に適合することを明示した書類、再生原料の重量割合を記載した書類を提出すること。

シ 計画作製数量

| 種 別 | 種 類 | 枚 数 | |
|---------|--------|-----------|-----------|
| 燃えるごみ用 | 100（小） | 268,200 | |
| | 200（中） | 1,267,000 | |
| | 広告あり | 450（大） | 2,000,000 |
| | 広告なし | | 3,034,000 |
| 燃えないごみ用 | 100（小） | 13,200 | |
| | 200（中） | 60,500 | |
| | 450（大） | 250,500 | |

(注) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの枚数とする。

(注) 枚数は、目安であり追加で作製を指示することもある。

(注) 具体的な作製数量については、本市が指示するものとする。

(注) 燃えるごみ用45ℓ(大)には、50万枚単位で最大4枠の広告(縦13cm×横27.5cm)が入る予定。

②ごみ処理券の規格

ア 品名 甲府市指定ごみ処理券

イ 材質 粘着力の高いシール状とし、雨天時にも使用可能な材質とする。

ウ 紙 強粘着糊対応とする。

エ 加工

(ア) 品物に貼った後、容易に剥がれないものとする。

(イ) 転用防止ラベルとする。(転用防止ラベルはラベルの再使用や転用などを防止する目的で、一度貼り付けたラベルをはがすと、ミシン目が離れ開封の有無が識別できるもの又は破れやすくなるよう工夫されたものであること。)

(ウ) ごみ処理券を台紙から容易に剥がすことができるようにすること。

オ 寸法等 縦75mm×横140mmの長方形

カ 文字等の印刷色 青地に白文字

キ 図案及び表示 本市の指定項目を印刷すること。(別紙4参照)

ク 計画作製数量

| 種 別 | 枚 数 |
|-------|---------|
| ごみ処理券 | 117,500 |

(注) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの枚数とする。

(注) 具体的な作製数量については、本市が指示するものとする。

③外装袋

ア 材質 ポリプロピレン100%

イ 形状 平型袋

ウ 袋の色・透明度 無色・透明

エ 文字等の印刷

燃えるごみ用、燃えないごみ用の外装袋は印刷部分を白下地に黒1色印刷とする。

(注) 文字等の印刷色については、市内統一を図るため本市が色見本により指定する色とし、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性などの堅牢性に優れているものを使用すること。顔料その他に銅や鉛等の有害重金属を使用しないこと。また、食品包装材料用印刷インキに関する自主規制(NL規制)に準拠したインキを使用すること。

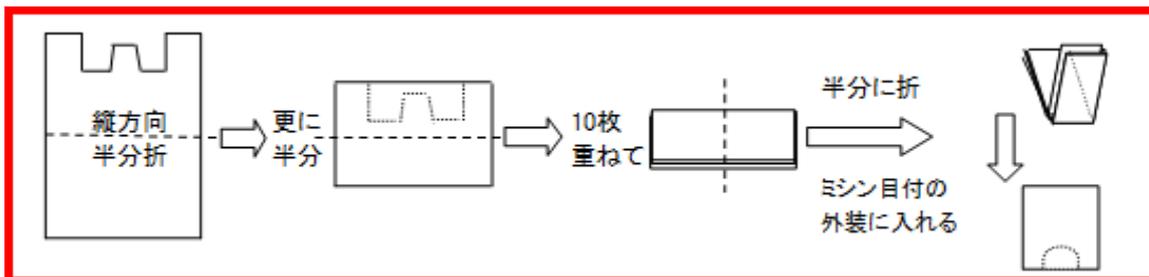
オ 加工

(ア) 指定ごみ袋は10枚1組とする。

(イ) ごみ処理券は50枚で1組とする。

(ウ) 指定ごみ袋の外装袋は、中の袋が1枚ずつ無理なく取り出せるように、中の袋の折り方及び取り出し口の位置などを適切なものにする。 (別紙3参照)

折り方については、下記図のとおりとすること。



(注) 印刷面を表面にすること。

(注) 自治会記名欄が折り目に重ならないようにすること。

なお、ごみ処理券は、1枚ずつ取り出せる加工をする必要はない。

(エ) 外装袋の縦横の寸法は、収納物に比べ、不均衡な大きさにならないようにするため本市と協議すること。

(オ) 外装袋に入った状態で店頭等に重ねて陳列したときに、できるだけくずれにくくなるようにすること。

カ 図案及び表示

(ア) 別紙3のとおりとする。

(イ) 燃えるごみ用45ℓ(大)の外装袋には、契約後に本市が指示する広告(縦8cm×横17cm)を印刷すること。(作製数量は、本市が指示する。)

(ウ) 家庭用品品質表示法に基づく表示における耐冷温度の表示に際しては、試験により測定した温度を表示すること。なお、試験の証明書等を本市に提出すること。

(エ) JANコードについては本市で取得したJANコードを使用すること。

キ 視覚障害者対応 燃えないごみ用の右上部1ヶ所に穴をあけること。

ク 計画作製数量

| 種 別 | 種類・1組の枚数 | 外 装 袋 枚 数 | |
|---------|------------|-----------|---------|
| 燃えるごみ用 | 10ℓ(小)・10枚 | 26,820 | |
| | 20ℓ(中)・10枚 | 126,700 | |
| | 広告あり | 45ℓ(大)10枚 | 200,000 |
| | 広告なし | | 303,400 |
| 燃えないごみ用 | 10ℓ(小)・10枚 | 1,320 | |
| | 20ℓ(中)・10枚 | 6,050 | |
| | 45ℓ(大)・10枚 | 25,050 | |
| ごみ処理券 | 50枚 | 2,350 | |

(注) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの枚数とする。

(注) 具体的な作製数量については、本市が指示するものとする。

(注) 燃えるごみ用45ℓ(大)外装袋には、5万枚単位で最大4枠の広告(縦8cm×横17cm)が入る予定。

④梱包

ア 梱包に用いる容器は段ボール箱とし、1箱10枚入り1袋を50組とする。ただし、100(小)用は10枚入り1袋を30組とし、ごみ処理券は50枚入り1袋を50組とする。

イ 段ボール箱の文字表示等については、7種類の袋ごとに容易に区別のつくものとし、外部に品名・数量・製造ロットナンバーを表示すること。(別紙5参照)

ウ 梱包用の箱は、積み上げた際に箱がつぶれて変形するのを防ぐ工夫と、登録販売店での販売及び在庫保管を考慮し強度のあるものを使用すること。

エ 梱包数量

| 種 別 | 種 類 | 梱包単位 | 梱包総数 | |
|---------|--------|-----------|-----------|--------|
| 燃えるごみ用 | 100(小) | 10枚×30組/箱 | 894箱 | |
| | 200(中) | 10枚×50組/箱 | 2,534箱 | |
| | 広告あり | 450(大) | 10枚×50組/箱 | 4,000箱 |
| | 広告なし | | | 6,068箱 |
| 燃えないごみ用 | 100(小) | 10枚×30組/箱 | 44箱 | |
| | 200(中) | 10枚×50組/箱 | 121箱 | |
| | 450(大) | 10枚×50組/箱 | 501箱 | |
| ごみ処理券 | | 50枚×50組/箱 | 47箱 | |

(注) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの枚数とする。

(注) 具体的な作製数量については、本市が指示するものとする。

⑤納入期限及び数量

初回納入期限を令和6年6月30日とし、予定数量は次のとおりとする。なお、在庫に不足がないよう調整しながら、全量を最終納期限令和6年12月31日までに納品すること。

| 種 別 | 種 類 | 初 回 納 入 予 定 枚 数 | |
|---------|------------------|-----------------|-----------------|
| 燃えるごみ用 | 100(小) | 150,000枚 | 500箱(10枚/30組) |
| | 200(中) | 600,000枚 | 1,200箱(10枚/50組) |
| | 450(大) (広告あり) | 2,000,000枚 | 4,000箱(10枚/50組) |
| | 450(大) (広告なし) | 500,000枚 | 1,000箱(10枚/50組) |
| 燃えないごみ用 | 100(小) | 12,000枚 | 40箱(10枚/30組) |
| | 200(中) | 40,000枚 | 80箱(10枚/50組) |
| | 450(大) | 150,000枚 | 300箱(10枚/50組) |
| ごみ処理券 | | 100,000枚 | 40箱(50枚/50組) |

⑥その他の注意事項

- ア 指定ごみ袋等の製造工場について、3か所を指定して、工場の名称、所在地を記載した文書を本市に提出すること。ただし、1か所については日本国内の工場とすること。
- イ 袋の原反製造と袋等作製業務を着手する前に、工場の名称、所在地、生産能力等について、契約から納品に至るまでの流通経路がわかる資料を本市に文書で提出すること。提出内容に変更がある場合は、事前に変更届を提出すること。
- ウ 納品までの工程として、事前検査や本格的製造時期及び納品時期までを記載した工程表を本市に文書で提出すること。
- エ 作製は出荷状況を注視しつつ、欠品することがないように材料調達および袋等作製業務を履行すること。

(2) 指定ごみ袋等の保管業務

- ①受注予測を立てて欠品することのないよう一定の在庫を保有管理し、急な需要にも迅速に対応すること。
- ②配送拠点用倉庫（賃貸も可）の所在地は、本市内に設けることとし、所在地・施設内容を文書で本市に提出すること。また、長期保管用倉庫（賃貸も可）を設ける場合も同様とする。
- ③毎月指定する日までに前月末現在の、市指定ごみ袋等の作製数、指定ごみ袋等の登録販売店への納品数および在庫管理数に関する報告書を、本市に提出すること。
- ④本市指定であることに留意し、盗難・紛失・汚損などがないように厳重に保管・管理すること。また、保管場所は他の商品との混同や遺失盗難にあわないよう措置を講ずること。
- ⑤受託者が変更となった場合は、前年度分の在庫を保管することとする。
(燃えるごみ用：大・中・小、燃えないごみ用：大・中・小、ごみ処理券)

(3) 指定ごみ袋等の受注、配送業務

①受注業務

甲府市指定ごみ袋登録販売店から、ファクシミリ、インターネット、又は電話で注文を受けること。

②配送業務

ア 配送計画枚数は、計画作製数量と同様とする。ただし、前年度分の在庫がある場合は前年度分から配送すること。

イ 配送は、市内西・南ブロックの登録販売店に対して、受注後、月曜日から金曜日（国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）に配送すること。ただし、5月連休時、8月盆時期、年末年始の配送計画については、登録販売店への連絡を受託者の責任において行うこと。

また、緊急の場合は、直ちに納品ができる体制を整えておくこと。

なお、登録販売店の追加・変更となる場合にも対応できるようにすること。

ウ 登録販売店への納品は、3枚綴りの納品書を使用し、市控え用受領書と業者控え用受領書にそれぞれ登録販売店の受領印を受け、月次報告書類に添えて提出すること。受領書は、必ず受領印を受けること。

エ 納品書は、納品数量のみを記入した3枚綴り納品書を用い2枚目、3枚目にそれぞれ納品先の担当者より受領確認印の押印を受けること。

2枚目の市控え用は、月次報告とともに本市に提出すること。

オ 業者控え用受領書は、3年間保管すること。

カ 登録販売店に納品された指定ごみ袋等に汚損又は破損があった場合、登録販売店からの交換に応じ、3枚綴りの交換納品書を使用し、市控え用交換受領書と業者控え用交換受領書にそれぞれ登録販売店の受領印を受け、月次報告書類に添えて提出すること。

キ 受託者が変更となった場合は、前年度分の在庫を引き継ぎ、引き継いだ在庫から先に配送することとする。

③受注・配送業務範囲

受注・配送範囲は、市内自治会別の西・南ブロックとし、別紙6のとおりとする。

④報告業務

毎月末日に販売店ごとの発注数量や配送実績を一覧表でとりまとめ、本市控え用受領書等を添えて毎月10日までに本市へ報告すること。

報告は、紙及び電子媒体のどちらにも対応できるようにすること。

3 契約

(1) 契約方法

契約は、ごみ袋等の1枚あたりの単価契約とする。

契約単価は、落札時に入札書と併せて提出された入札内訳書の単価（小数点第2位まで）をもつてする。

(2) 委託料の算定方法

①袋の作製業務に係る委託料は月締めとし、契約単価に当該月に作製、保管場所へ納品した袋の枚数を乗じて得た額とする。ただし、登録販売店に納品した指定ごみ袋等に汚損又は破損があった場合は、登録販売店からの交換に応じて配送した袋等の枚数は当該月に作製、保管場所への納品した袋等の枚数から減じて得た枚数とする。

②袋の管理、指定ごみ袋登録販売店への配送業務委託料は、指定ごみ袋登録販売店の増減に関わらず、契約単価に当該月に指定ごみ袋登録販売店へ配送した袋の枚数を乗じて得た額とする。ただし、登録販売店に納品した指定ごみ袋等に汚損又は破損があった場合は、登録販売店からの交換に応じて配送した袋等の枚数は当該月に配送した袋等の枚数から減じて得た枚数とする。

③契約終了時の在庫については、保管・配送費ないし、保管費用のみを清算できるものとする。ただし、受託者に変更がない場合はこの限りではない。

(3) 委託期間

契約の日から令和7年3月31日まで

(契約締結日から令和6年3月31日までは、業務委託準備期間とする。)

(4) その他

契約期間終了後、受託者は速やかに在庫数量を取りまとめ、市の指定する期日までに、市の指定する場所へ納入すること。この場合、在庫に対する保管・配送料については、契約単価に基づき

市に請求できることとする。

4 その他

- (1) 市指定ごみ袋等及び外装袋のデザイン等の著作権、意匠権は、本市に帰属する。
- (2) 市民及び登録販売店より市指定ごみ袋等について、クレーム等があった場合は、すべて受託者にて誠意をもって対応し、クレーム品を直接回収、代替品と交換すること。また、市に対応状況を報告すること。
- (3) 本業務を実施するにあたり、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び日本工業規格等の法令を遵守すること。また、この仕様書に明記されていない事項については、本市と受託者で協議して定めるものとする。
- (4) 本市が、検査及び試験を必要と認めた場合は、速やかに応じること。
- (5) 市は委託期間終了の日から1年間、契約の相手方に対し、指定ごみ袋等のかしの補修又はその補修に代え、若しくはその補修とともに損害の賠償を請求することができる。
- (6) 本市が指示する数量以外に指定ごみ袋等の印刷をしないこと。
- (7) 契約期間内において、為替相場、原材料価格等の著しい変動（契約時と比較しておおむね20%以上の上昇又は下降をいう。）その他の経済情勢の変動により契約内容が著しく不相当と認められるときは、委託者、受託者協議の上、委託料の単価又は委託業務の内容を変更することができるものとする。この場合は、要請・要望があった時点で各種公的指標並びに受託者から提出された履行困難理由書、見積書、関係書類、本市が指示・指定する書類等により内容を精査して対応及び協議を行うものとする。
- (8) 本仕様において、市内統一を図るため変更となる場合がある。
- (9) この仕様書に明記されていない事項や疑義が生じた場合は、本市と受託者で誠意をもって解決するものとする。